平成２１年（フ）第１８０１号
神戸市兵庫区兵庫町２丁目２番５―203号
債務者　安井　正人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５号
神戸市灘区徳井町５丁目４番23号六甲ハイツ101、従前の住所神戸市灘区徳井町２丁目３番22―102号
債務者　小山　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３号
神戸市垂水区西脇２丁目７番１―301号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町中２丁目５番地の17
債務者　荻野美恵子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―1208号
債務者　井本清烈こと　朴　　清烈
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６５号
兵庫県宝塚市栄町３丁目２番37号　ビラ国友101、前住所兵庫県西宮市五月ヶ丘２番23―202号
債務者　能登谷廣光
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県伊丹市荻野６丁目11番地１パルクレスト303号、前住所兵庫県伊丹市荒牧南３丁目１番40―305号
債務者　池上るみ子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０号
兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―105号
債務者　佐久間陸送こと　佐久間隆司
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１７号
大阪市都島区都島北通１丁目14―２　サンロイヤル都島本通703号室、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町大酒518番地２
債務者　村上　壽子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６号
鳥取県倉吉市海田西町２丁目130番地
債務者　古川陽之助
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７号
鳥取県倉吉市海田西町２丁目130番地
債務者　古川　厚子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８号
鳥取県東伯郡北栄町江北481番地72
債務者　西本　達也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１９号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地43
債務者　佐伯　　司
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳246番地19
債務者　古手川恒雄
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18112番地１
債務者　上原　利勝
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８１号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18619番地４
債務者　甲斐　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９０号
宮崎県都城市一万城町80号３番地１　笛田貸家３号棟
債務者　重満　　南（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６号
宮崎県都城市都原町3080番地22
債務者　宇都宮恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部